

育児休業中の継続入所の手続きについて

①保護者の申し出により育児休業中の継続入所が可能です

育児休業を取得した場合は、家庭での保育が可能になりますので、原則として継続入所はできませんが、筑紫野市では、**保護者の申し出により**保育の必要性が認められる場合に限り、**在園児の年齢に関わらず保育の実施を継続します**。なお、継続入所の期間を最長で1歳の誕生日の前日までとしておりましたが、育児休業の多様性を鑑み、勤務先で育児休業が認められる期限まで継続入所可能とします。

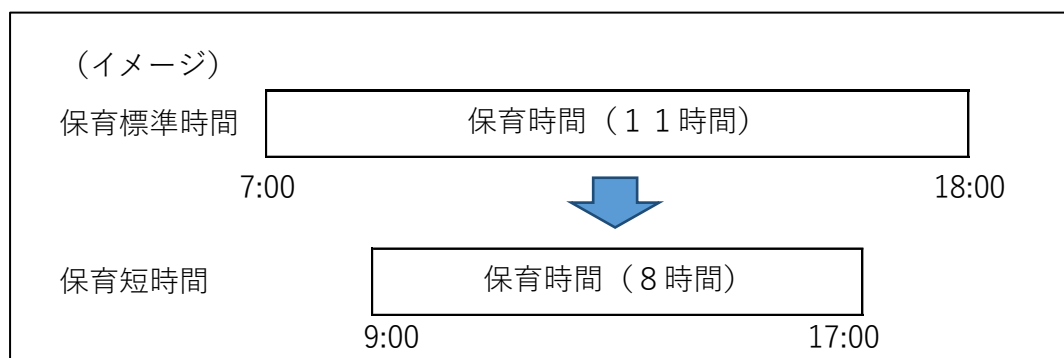
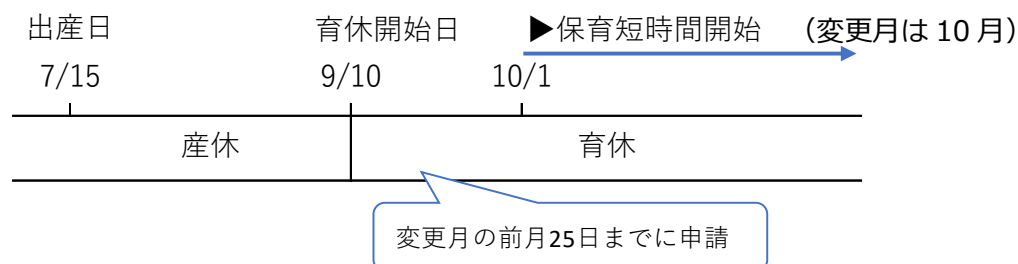
必要書類や手続きの流れについては裏面をご覧ください。



②継続入所中は児童の保育必要量が「保育短時間」となります

育児休業開始日の翌月（開始日が月初日の場合は当月）から「保育短時間（8時間）」に変更となります。

（例）7月15日に出産し、育児休業開始日が9月10日の場合、10月1日から保育短時間



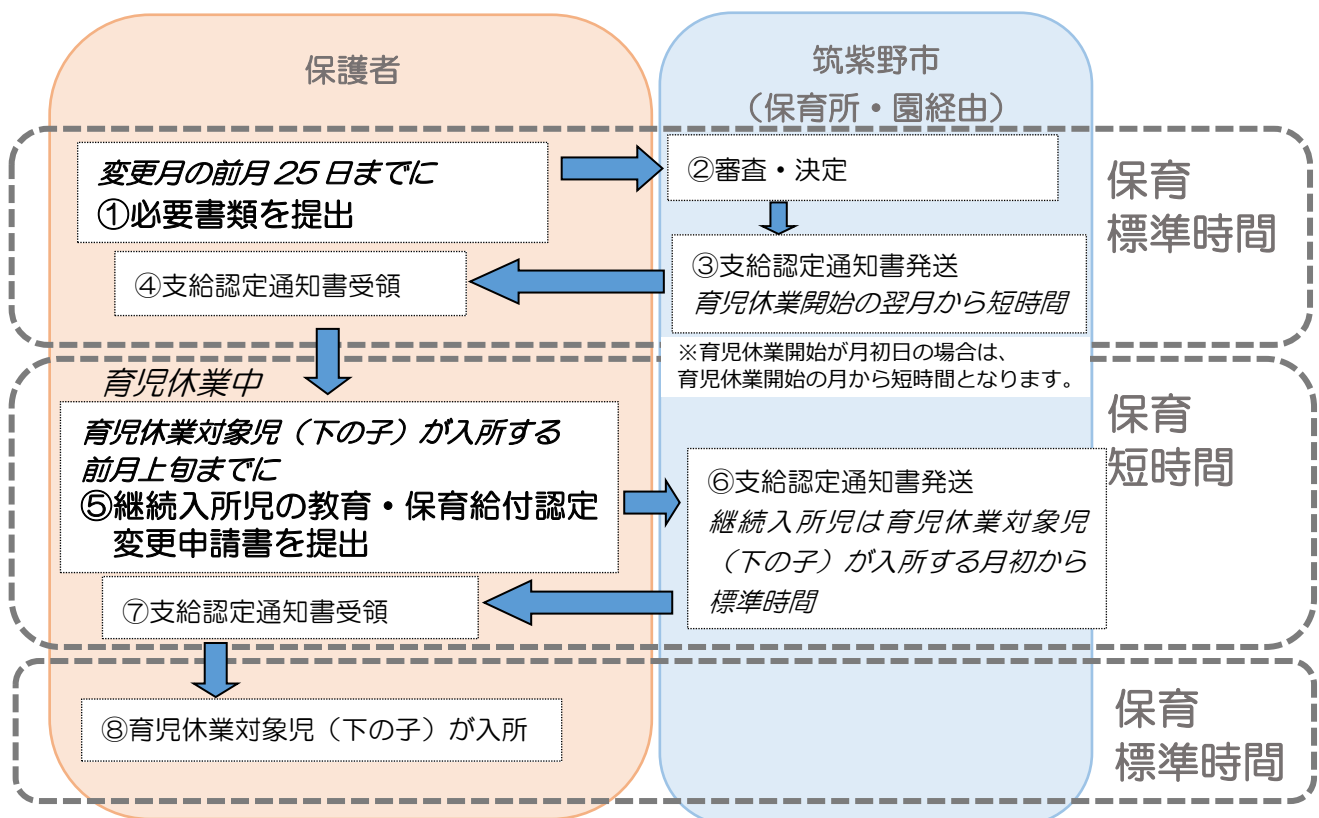
* この件に関するお問い合わせは・・・

ご利用中の保育所（園）もしくはこども政策課(TEL 092-923-1111)まで

育児休業中の継続入所に関する手続きについて

- 1 対象者 育児休業を取得する人で保育所等の継続入所を希望する人
※継続入所を希望しない場合は退所（園）届の提出が必要となりますので、退所（園）の10日前までにこども政策課へお越してください。
- 2 必要書類
①育児休業に係る申立書（保育所入所継続申請用）
②育児休業証明書（育児休業期間がわかる証明書）
※育児休業期間の記載のある就労証明書を提出済で、育児休業開始日の変更が同月内で保育短時間の開始月に変更がない場合は、育児休業証明書の提出を省略可。
③教育・保育給付認定変更申請書
※認定事由が育児休業となり、保育短時間に変更となります。
- 3 提出先 変更月の前月25日までにこども政策課に提出
※変更月の前々月末までの提出に限り、入所施設への提出が可能です。

4 手続きの流れ



5 育児休業中の継続入所に関する留意事項

- ① 育児休業中の継続入所は、育児休業前から市内の認可保育所、認定こども園又小規模保育事業所に入所している児童に限ります。
- ② 育児休業中の継続入所児は、延長保育の利用ができません。時間内の送迎にご協力願います。
- ③ 育児休業中の継続入所期間は、育児休業終了日が属する月末までです。
- ④ 育児休業対象児（下の子）入所により標準時間に変更する場合は、教育・保育給付認定変更申請書の提出が必要です。